

## 指定地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕

# 老人デイサービスセンターらいこうじ 運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人長岡老人福祉協会（以下「事業者」という。）が運営する老人デイサービスセンターらいこうじ（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「地域密着型通所介護従事者〔介護予防通所サービス従事者〕」という。）が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕又は介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供する事を目的とする。

### （運営の方針）

第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

介護予防通所サービスの提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「長岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長岡市条例第52号）」、又は「長岡市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱」（平成29年長岡市告示第108号）」その他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 老人デイサービスセンターらいこうじ
- (2) 事業所の所在地 新潟県長岡市来迎寺甲2607番地2

(従業者の資格)

第5条 当事業に従事する者の資格は次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 社会福祉士又は社会福祉主事及びその任用資格
- (2) 看護職員 看護師、准看護師
- (3) 機能訓練指導員 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業者は管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める。

- (1) 管理者1人(兼務)  
管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう、総括する。
- (2) 生活相談員1人以上
  - ①利用者の受け入れに関すること。
  - ②利用者の介護計画又は介護予防計画に沿ったサービスの提供に関すること。
- (3) 看護職員1人以上
  - ①利用者の健康チェックに関すること。
  - ②利用者の看護、保健及び衛生管理に関すること。
  - ③口腔機能向上に関すること。
- (4) 機能訓練指導員1人以上(看護職員兼務)  
個別機能訓練に関すること。
- (5) 介護職員1人以上
  - ①利用者の処遇計画における各種サービス提供に関すること。
  - ②利用者の機能訓練の援助に関すること。
  - ③利用者の介護、介助に関すること。
- (6) 運転員1人以上(兼務)
  - ①利用者の送迎に関すること。
  - ②車両の維持管理に関すること。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までの毎日とする。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。  
但し、必要に応じて時間延長ができる。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時40分までとする。

(指定地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕実施単位及び利用定員)

第8条 実施単位及び利用定員を次のとおりとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕 1単位とする。
- (2) 利用定員を10名とする。

(指定地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕の内容)

第9条 指定地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体介護又は支援に関すること
- ①食事
  - ②衣類着脱
  - ③入浴
  - ④排泄
  - ⑤個別機能訓練（介護予防通所サービスにおいては生活機能向上グループ活動）
- (2) 送迎に関すること
- リフト付送迎車などによる送迎
- (3) 相談、助言に関すること
- ①健康管理による相談、助言に関すること
  - ②その他必要な相談、助言
- (4) 延長サービスに関すること
- 通所介護の前後に行われる日常生活上の世話

(地域密着型通所介護計画〔介護予防通所サービス計画〕の作成等)

第10条 地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に地域密着型通所介護計画〔介護予防通所サービス計画〕を作成する。また、既に居宅介護サービス計画が作成されている場合は、その内容に従った地域密着型通所介護計画〔介護予防通所サービス計画〕を作成する。

- 2 地域密着型通所介護計画〔介護予防通所サービス計画〕、変更の際には利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明して、同意を得て、交付する。
- 3 利用者に対し、地域密着型通所介護計画〔介護予防通所サービス計画〕に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービス管理、評価を定期的に行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第11条 指定地域密着型通所介護等の利用料は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚労告第126号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚労告第127号）」又は「長

岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年長岡市告示第107号）」に定める額とし、事業者が法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項に定める額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

- |   |                   |
|---|-------------------|
| (1) 食事の提供に要する費用   | 昼食 730円           |
| (2) 医師等の指導による特別な食事に要する費用  | 実費                |
| (3) おやつ代  | 50円               |
| (4) おむつ代  | 実費                |
| (5) 利用時間延長にかかる費用  | 500円（17時から1時間あたり） |
| (6) 指定地域密着型通所介護等で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの |                   |
| ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用   | 実費                |
| イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽費の費用   | 実費                |

3 前2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービス内容及び費用について説明し同意を得るものとする。ただし、前項第1号の費用については、文書により説明し同意を得るものとする。

4 第2項第1号の額を変更する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

（通常の事業実施地域）

第12条 本事業の通常実施地域は次の地域とする。

・長岡市

（緊急時の対応方法）

第13条 サービスの利用中、利用者に体調、病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難な場合には、協力病院に連絡をとり、緊急搬送などの処置を講ずることとする。

（非常災害対策）

第14条 非常災害が発生した時は、老人デイサービスセンターらいこうじの消防計画に従って対応するものとする。

2 防災訓練は年2回以上行なう。

（衛生管理等）

第15条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事業所内において感染症の発生またはそのまん延の防止をするために、必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第16条 サービスの利用にあたり、利用者ならびにその家族に対し、サービス利用にあたっての次の留意事項を充分説明し、理解を得るものとする。

- (1) サービス利用にあたり、担当職員の指示に従うこと。
- (2) 担当職員の指示に従わないで、施設の秩序を乱した場合は利用をお断りすることがあること。
- (3) サービスの利用にあたり、指定の物品について持参願うこと。
- (4) サービス利用日の朝体温を計測し、その結果をサービス利用に先立って担当職員へ報告すること。
- (5) サービス利用日に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。
- (6) サービス利用にあたり持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意すること。
- (7) 送迎時間については、気象状況、道路状況、利用者の心身状況により多少前後する場合があること。

(地域との連携等)

第17条 指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、市役所職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(事故発生時の対応)

第18条 事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 利用者に対する指定地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第19条 指定地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業所は提供した指定地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は改善内容を報告するものとする。

#### (個人情報保護)

第20条 事業所は、利用者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者または家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者または家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

#### (虐待の防止のための措置)

第21条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

#### (身体拘束等)

第22条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者、家族に「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」により説明を行い同意を受け、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 緊急やむを得ず身体拘束を行った場合について、常に観察、再検討し、要件に該当しなくなったときには直ちに解除する。

(秘密保持)

第23条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書などに明記する。

(職員の研修)

第24条 事業者は、すべての職員に対し、職員の資質向上の為、随時、研修機会を設けるものとする。

(記録の整備)

第25条 事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔介護予防通所サービス〕の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 地域密着型通所介護計画〔介護予防通所サービス計画〕
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況および事故に対する処置状況の記録
- (6) 身体拘束の内容等に関する記録

- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

附 則 この規程は、平成16年10月1日から施行する。  
この改正規程は、平成17年 4月1日から施行する。  
この改正規程は、平成17年10月1日から施行する。  
この改正規程は、平成18年 4月1日から施行する。  
この改正規程は、平成22年 4月1日から施行する。  
この改正規程は、平成27年 4月1日から施行する。  
この改正規程は、平成27年 8月1日から施行する。  
この改正規程は、平成28年 4月1日から施行する。  
この改正規程は、平成29年 4月1日から施行する。  
この改正規程は、平成30年 4月1日から施行する。  
この改正規程は、令和 1年10月1日から施行する。  
この改正規程は、令和 4年 4月1日から施行する。  
この改正規程は、令和 4年 9月1日から施行する。  
この改正規程は、令和 5年 4月1日から施行する。  
この改正規程は、令和 6年 4月1日から施行する。  
この改正規程は、令和 7年 4月1日から施行する。